

第1 検討の視点

- わいせつ事案の性質による分類等  
わいせつ事案の具体的方策の検討等は、教職員が児童・生徒との教育相談や指導で関わる中で発生する事案（学校内（公務内）事案）と、それ以外の個人的資質（性癖等）が要因となる事案（学校外（公務外）事案）に分類し、対応を整理する。
  - わいせつ事案の行為者について  
次のような視点を念頭に置く必要がある。
    - ① もともとわいせつ事案を起こしやすい資質（性癖等）を持っていないが、教職員になったことをきっかけとして、教育相談、指導等で児童・生徒と関わる中で、抑止が効かなくなり、わいせつ事案に至ってしまう者
    - ② もともとわいせつ事案を起こしやすい資質（性癖等）を抱えており、性欲や性癖等を抑止することができずに、わいせつ事案に至ってしまう者
  - 対応の方向性等（教職員に対するアプローチの視点）
    - ① 未成熟な児童・生徒を利用する関係性等への理解
    - ② 児童・生徒に対する適切な距離感の正しい認識
    - ③ 複数による児童・生徒指導、相談のあり方
    - ④ 学校内の事故を抑止するシステムづくり
- ※ 個人の資質（性癖等）により起こる事案について、改めて御意見をいただく予定

第2 具体的な取組

取組名	取組内容	実施上の課題等
<b>1 事務局から（既に実施している取組を含む）</b>		
(1) 臨床心理士による個別事案の分析	わいせつ事案の行為者に対し、臨床心理士による面談（ヒアリング）を実施し、不祥事に至る背景、経緯等を聴取し、専門的な見地から原因分析、再発防止対策等について報告を受け、今後の取組に反映する。	○専門的な知見を持った臨床心理士の選任 ○行為者の同意
(2) 同僚性の醸成に向けた組織的な支援・相談体制の充実	初任者等による適切な児童・生徒支援の確保とともに、職務上の課題の抱え込みなどを防ぐため、各学校で実践している取組例を参考に、初任者指導員や管理職が連携し、組織的な支援・相談体制の充実を図る。	<令和3年1月から実施> ○継続した実態把握
(3) 教職員の私物端末（スマートフォン等）の適切な取扱いの徹底	校内外における盗撮等、教職員の私物端末による行為を防止するため、緊急対応等やむを得ない場合を除き、教職員の私物端末で児童・生徒を撮影することを禁止する。	<令和3年1月から実施> ○継続した実態把握
(4) 公用携帯電話の貸与	すべての教職員に公用携帯（スマートフォン、携帯電話等）を貸与し、勤務時間中の教育活動における携帯の利用、業務上の連絡等については、手段を公用のものに限定する。 教職員による不祥事が発生した場合には、公用携帯を提出させ、速やかな証拠保存が可能となる。	○公用として携帯電話等を貸与する必要性、見込まれる効果等の整理
(5) 教育長メッセージ	教職員一人ひとりが、不祥事防止の主体であることについて、教育長のメッセージを全教職員に対し、一人1台パソコンを通じて発信する。	<令和3年1月から実施> ○動画の視聴数など実態把握
(6) 県・市町村教育委員会不祥事防止協議会	不祥事の実例や実効性のある取組等について情報共有等を実施する。また、重大な事案が発生すれば、この協議会を通じて、再発防止対策等に係る取組の徹底を周知する。	<令和2年7月から開催> ○定期的な継続実施

取組名	取組内容	実施上の課題について
<b>2 委員からの意見</b>		
(1) 映像による充実した研修資料の活用	運転免許講習に利用されている映像資料のようにリアリティのある教材により、教職員によるわいせつ事案が、どのように本人、家族、学校の同僚を傷つけるものか分かる内容の資料を活用する（若手教員、ベテラン教員など各階層に応じた内容であればなお良い。）。	
(2) 教員が自己採点（振り返り）のできる「自分を見つめるチェックシート」の活用	わいせつ事案について、専門家による分析を踏まえた、自己に問いかけ、考えさせる内容のチェックシートを作成し、活用する（管理職については、各校における研修や指導等の取組について、実績をレポートさせる。）。	
(3) 教育相談、指導における三者関係のルール化（学校内事案）	児童・生徒に対する教育相談、指導は、教職員と児童・生徒という二者関係を避け、複数の三者関係のルールを徹底する。 また、SCやSSWといった専門家との協働を基本とする学校の中の仕組みを作る。	○カウンセラー等の学校への十分な配置
(4) 犯罪防止対策の準用、深化（学校外事案）		